

事務局案

JR島本駅西地区
「まちづくりガイドライン」
策定に向けた提言（案）

令和2年 月

JR 島本駅西地区まちづくり委員会

はじめに

令和元年7月31日に開催されました「令和元年度第一回島本町都市計画審議会」におきまして、JR 島本駅西地区に係る都市計画決定案件が原案どおり承認されました。

このうち、地区計画の決定(JR 島本駅西地区)について、当審議会会長の答申に付帯意見が付されました。

町に対する付帯意見は3項目あり、3項目目には「町を代表とする空間としての景観形成、緑化の推進を行い、将来にわたって町の住民の誇りとなるようなまちづくりを推進すること。具体化されたイメージに基づいて策定される空間構成や建築物の形態・意匠・色彩等に関する質の高いルールが必要である。ルールづくりや事業の実施にあたっては、あらかじめ地域住民や専門家なども参画する委員会や協議会などの体制を整え、その意見を反映されたい」という内容でありました。

町は、当該付帯意見を踏まえ、公募委員2名と学識委員4名で構成する「JR 島本駅西地区まちづくり委員会」を設置しました。

当委員会は、島本町の玄関口である「JR島本駅西地区」を対象に、町の顔として、モデル地区となるよう、既に決定されている用途地域や地区計画などの都市計画の内容に基づき、「駅前にふさわしい良好な環境と機能を備えたまちづくりの推進を目的に、公共施設の整備及び景観形成等の実現化に資する」ことを目的としています。

今回、当委員会の目的に準じた意見を取りまとめましたので、町に対して提言いたします。この提言が、町が策定する「まちづくりガイドライン」の原案として活用され、今後のまちづくりの実現においても可能な限り反映されることを切に期待いたします。

JR島本駅西地区まちづくり委員会

委員長 榊 原 和 彦

目 次

<u>I. まちづくりのコンセプト</u>	
1. まちづくりのテーマ	
2. まちづくりの課題	
3. まちづくりの基本方針	
<u>II. 対象施設別の提言</u>	
1. 民間建築物（プライベートスペース）	
2. オープンスペース	
3. 都市基盤施設（パブリックスペース）	
<u>III. 実現に向けて</u>	

参考資料	
------------	--

1. 令和元年度第1回島本町都市計画審議会答申（抜粋）
2. JR島本駅西地区まちづくり委員会設置要綱と委員名簿
3. 景観アセスメント（住宅エリア①）委員会評価結果
4. 各委員からの主なテーマ別意見まとめ
5. 地区計画（JR島本駅西地区）
6. 大阪府景観計画（抜粋）

I. まちづくりのコンセプト

1. まちづくりのテーマ

『しまもと新市街 ひと・みず・みどりのつながり』

～自然と歴史の共生を図った新たなまちづくり～

～山並みを活かした新たなまちづくり～

～地域に活気を与える新たなまちづくり～

2. まちづくりの課題

法制度（都市計画法、景観法、土地区画整理法など）や上位計画（第五次島本町総合計画、島本町都市計画マスタープラン、島本町環境基本計画、大阪府景観計画など）あるいは町制定の構想・指針（島本町生物多様性保全・創出ガイドライン、島本町バリアフリー基本構想など）を精査して、「まちづくりのテーマ」の実現に際して課題とすべき事柄を以下のように整理した。

A. 景観

ー景観法の5つの基本理念にのっとり、定められた町・住民・事業者それぞれの責務を踏まえての良好な景観の形成。

ー大阪府景観計画に沿った景観形成。

B. 歴史・文化

ー区域の特色・アイデンティティの維持に欠かせない、埋蔵文化財などの歴史・文化遺産・資産の保全・活用

C. 自然保護・保全

ー水、みどり（山系の森林や農地を含む）、生物多様性の維持などに配慮した自然環境の保全・活用。

D. 環境保全

ー環境負荷の軽減、環境汚染の排除など。

E. 生活環境

ー住みやすく、子育て・教育に適し、利便性の高い暮らしの場としての生活環境の形成・維持。

F. 共生社会

ー弱者に優しく、互いを尊重し、人々が共に生きるまち。

G. 協働

ー共同体としての地域社会（コミュニティ）の成員が協力して、何らかの取組課題に対して共に働く活動。

H. 安全・安心

ー都市型水害、集中豪雨などによる災害を防ぐことができ、かつ、事故、犯罪のない安全・安心な環境の維持。

I. エリアマネジメント

ー住民の参加・協働を前提になされる地域（エリア）の良好な市街地やみどりを「つくり」「まもり」「そだてる」まちづくりへの取組。

J. レジリエンス（強靱性）

ー脆弱ではなく、変化に対して強さ、しなやかさ、復元力を持つこと。

3. まちづくりの基本方針

「まちづくりのテーマ」と「まちづくりの課題」を勘案し、以下に示す6項目を基本方針とする。

- ① 山並みと調和したみどり豊かな街並みによる良好な景観を守り育てるまちづくり
(景観)
- ② 歴史・文化資産を継承、活用し、アイデンティティを醸成するまちづくり
(歴史・文化)
- ③ 潤いのある豊かな生活環境の創造と共生社会を実現するまちづくり
(生活環境 共生社会)
- ④ 自然保護・保全、環境保全に取り組むまちづくり (自然保護・保全 環境保全)
- ⑤ 災害・事故・犯罪のない安全・安心のまちづくり
(安全・安心 レジリエンス)
- ⑥ 活力あるコミュニティの協働によるエリアマネジメントを行うまちづくり
(協働、エリアマネジメント)

持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた持続可能な地域づくりに取り組んで行くために、まちづくりの基本方針とSDGsの対応関係を表に示す。

	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済・雇用	インフラ・産業	不平等	都市	消費・生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
①景観				●							●				●		
②歴史・文化				●							●						
③生活環境・共生社会				●	●					●	●					●	●
④自然保護・保全、環境保全				●		●	●				●	●	●	●	●		
⑤安全・安心、レジリエンス			●						●		●		●				
⑥協働、エリアマネジメント				●	●			●								●	●

4. まちづくりの対象施設の区分

まちづくりの対象施設を図に示すように、3つに区分する。



A. 民間建築物とその敷地（プライベートスペース）

- ー民間建築物とその敷地から成るプライベートスペース。
- ー区域内に公共建築物の立地は想定されておらず、集合住宅、戸建て住宅、商業施設等がこれに相当である。

B. オープンスペース

- ー建築物で覆われていない空地スペースで、基本的に人の立ち入りが許されているものを言う。公園、緑地、緑道、一般道路内歩道などのパブリックスペースが基本である。
- ー民間建築物敷地内であっても、一般人の立ち入りが想定されるもの（大規模集合住宅内空地、商業建築周辺部など）は、プライベートスペースであってもセミパブリックなオープンスペースとして取り扱う。

C. 都市基盤施設（パブリックスペース）

- ー道路、駅前道路、駅前広場など。公園地下に埋設して設けられる調整池、開渠水路、道路地下の暗渠水路なども含む。

Ⅱ. 対象施設別の提言

「Ⅱ.対象施設別の提言」
各施設の具体的な方針については、第4回での意見を
踏まえ、第5回で提示させていただく予定

1. 民間建築物（プライベートスペース）

民間建築物（プライベートスペース）において、まちづくりのテーマである『しまもと新市街 ひと・みず・みどりのつながり』の形成に寄与するため、基本方針毎の目指すべき指針を示します。

【対象施設】

- ・ 集合住宅、戸建住宅、商業施設等

【具体的な方針】

2. オープンスペース

オープンスペースにおいて、まちづくりのテーマである『しまもと新市街 ひと・みず・みどりのつながり』の形成に寄与するため、基本方針毎の目指すべき指針を示します。

【対象施設】

- ・公園、緑地、敷地内緑地

【具体的な方針】

3. 都市基盤施設（パブリックスペース）

都市基盤施設（パブリックスペース）において、まちづくりのテーマである『しまもと新市街 ひと・みず・みどりのつながり』の形成に寄与するため、基本方針毎の目指すべき指針を示します。

【対象施設】

- ・道路、緑道、水路

【具体的な方針】

Ⅲ. 実現に向けて

参考資料

1. 令和元年度第1回島本町都市計画審議会答申



令和元年7月31日

島本町長 山田 祐平 様

島本町都市計画審議会
会長 榊 原 和



北部大阪都市計画地区計画の決定(JR 島本駅西地区)について(答申)

令和元年7月31日付け(議第37号)で貴職から付議のあった標記の件について、
下記のとおり答申します。

記

原案どおりとすることについて、承認します。

(町に対する付帯意見)

・JR島本駅西土地区画整理準備組合あてに提出された要望書に記載された事項については、様々な機会で開催した地域住民等のご意見が多く含まれているため、町は、準備組合と協議を継続することを条件に都市計画決定を行うこと。

・JR島本駅西地区のまちづくりは、教育・子育て・農業振興・防災・福祉・交通など、様々な分野が関連することから、庁内で十分に連携体制を整え、計画的かつ丁寧なまちづくりとなるよう取り組むこと。

・町を代表する空間としての景観形成、緑化の推進を行い、将来にわたって町の住民の誇りとなるようなまちづくりを推進すること。そのためには、具体化されたイメージに基づいて策定される空間構成や建築物の形態・意匠・色彩等に関する質の高いルールが必要である。ルールづくりや事業の実施にあたっては、あらかじめ地域住民や専門家なども参画する委員会や協議会などの体制を整え、その意見を反映されたい。

2. JR島本駅西地区まちづくり委員会設置要綱と委員名簿

JR 島本駅西地区まちづくり委員会設置要綱

(令和2年2月17日)

(設置)

第1条 JR島本駅西土地区画整理事業区域内及びその周辺の区域内の公共施設の整備、景観の形成等に関する事(以下「JR島本駅西土地区画整理事業区域内の整備等に関する事」という。)について検討及び協議を行うため、JR島本駅西地区まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、都市計画の内容に基づき、JR島本駅前にふさわしい良好な環境と機能を備えたまちづくりを推進するため、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) JR島本駅西土地区画整理事業区域内の整備等に関する事。
- (2) その他、前号に関連した事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町の住民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、第2条に定める事項を検討、協議するために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、島本町都市創造部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は、JR島本駅西土地区画整理事業区域内及びその周辺の区域内の公共施設の整備、景観の形成等に関する事について、まちづくりの方針が決定されたときは、速やかに、廃止するものとする。

JR 島本駅西地区まちづくり委員会 委員名簿

区 分		氏 名	所 属 等
委 員	学 識 委 員	榊原 和彦	《委員長》 大阪産業大学名誉教授 （元島本町都市計画審議会会長）
		難波 泰明	大阪弁護士会
		藤本 英子	《副委員長》 京都市立芸術大学大学院美術研究科教授
		吉田 長裕	大阪市立大学大学院工学研究科准教授
	公 募 委 員	五江渕 弘臣	
		永山 智美	
オブザーバー		島本町 JR 島本駅西 土地区画整理組合	
		谷田 公宏	大阪府住宅まちづくり部建築指導室 建築企画課調整グループ

(注) 学識委員及び公募委員は区分ごとにアイウエオ順で記載

3. 景観アセスメント（住宅エリア①）委員会評価結果

4. 各委員からの主なテーマ別意見まとめ

5. 地区計画（JR島本駅西地区）

北部大阪都市計画 JR 島本駅西地区地区計画

都市計画 JR 島本駅西地区地区計画を次のように決定する。

地区計画の方針

名 称		J R 島本駅西地区地区計画
位 置		島本町桜井二丁目・三丁目・四丁目・五丁目及び大字桜井の一部
面 積		約 15.2ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、主要幹線鉄道である J R 京都線の沿線で、大阪と京都のほぼ中間に位置し、平成 20 年 3 月開業の J R 島本駅の西側にあり、阪急水無瀬駅と併せ、大阪・京都へのアクセス性が高く、土地の有するポテンシャルが高い地区である。 そこで、地区計画を定めることにより、土地区画整理事業を用い、駅前地域の特性を活かした持続可能なまちを実現し、周辺の自然環境と調和を図った良好な市街地形成を目指すことを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、周辺の恵まれた自然、生活環境との調和を考慮し、地区北部の駅前には駅前賑わいゾーン、第三小学校を挟んで地区中央部と南部に住宅ゾーンを形成し、魅力ある良好な都市環境を備えた特徴ある駅前地区として整備するため、以下の土地利用のエリアに区分する。 また、本地区の市街化区域編入の要件である市街化区域編入面積に対して 2/10 以上の緑化率を確保するために、エリア毎の最低限の緑化率を設定し、緑化に努める。 (1) 駅前エリア 駅前にふさわしい近隣型商業施設や医療施設等が立地し、周辺の自然環境と調和を図っていくエリア (2) 住宅エリア① 周辺地区と調和した開放的な街並みと良質な居住環境を備えたゆとりのある中高層住宅を主体とし、周辺の自然環境と調和を図っていくとともに隣接する公園との一体化を図っていくエリア (3) 住宅エリア② 文教施設や事務所、小型店舗等の立地を許容しつつ、周辺地区と調和した開放的な街並みと良質な居住環境を備え、周辺の自然環境と調和を図っていくエリア (4) 住宅エリア③ 周辺地区と調和した開放的な街並みと良質な居住環境を備えた戸建住宅を主体とし、周辺の自然環境と調和を図っていくエリア (5) 農住エリア 田、畑の営農環境を保全し、周辺地区と調和した開放的な街並みと良質な居住環境を備え、周辺の自然環境と調和を図っていくエリア

区域の整備・開発及び保全の方針	地区施設の整備の方針	①駅前施設への交通ネットワークを形成し、駅前の賑わい空間を創出するために、駅前広場及び駅前道路を適切に配置する。 ②緑道の整備にあたっては、植樹帯等を設けるなどして緑豊かなうるおいのある歩行者空間を確保する。
	建築物等の整備の方針	①建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を行い、調和のとれた魅力ある街並みの形成を図る。 ②良好な環境の形成を図るため、必要な空地の確保並びに敷地内の緑化を行う。 ③屋外広告物について、地区全体の景観を損なわないよう設置の制限を行う。

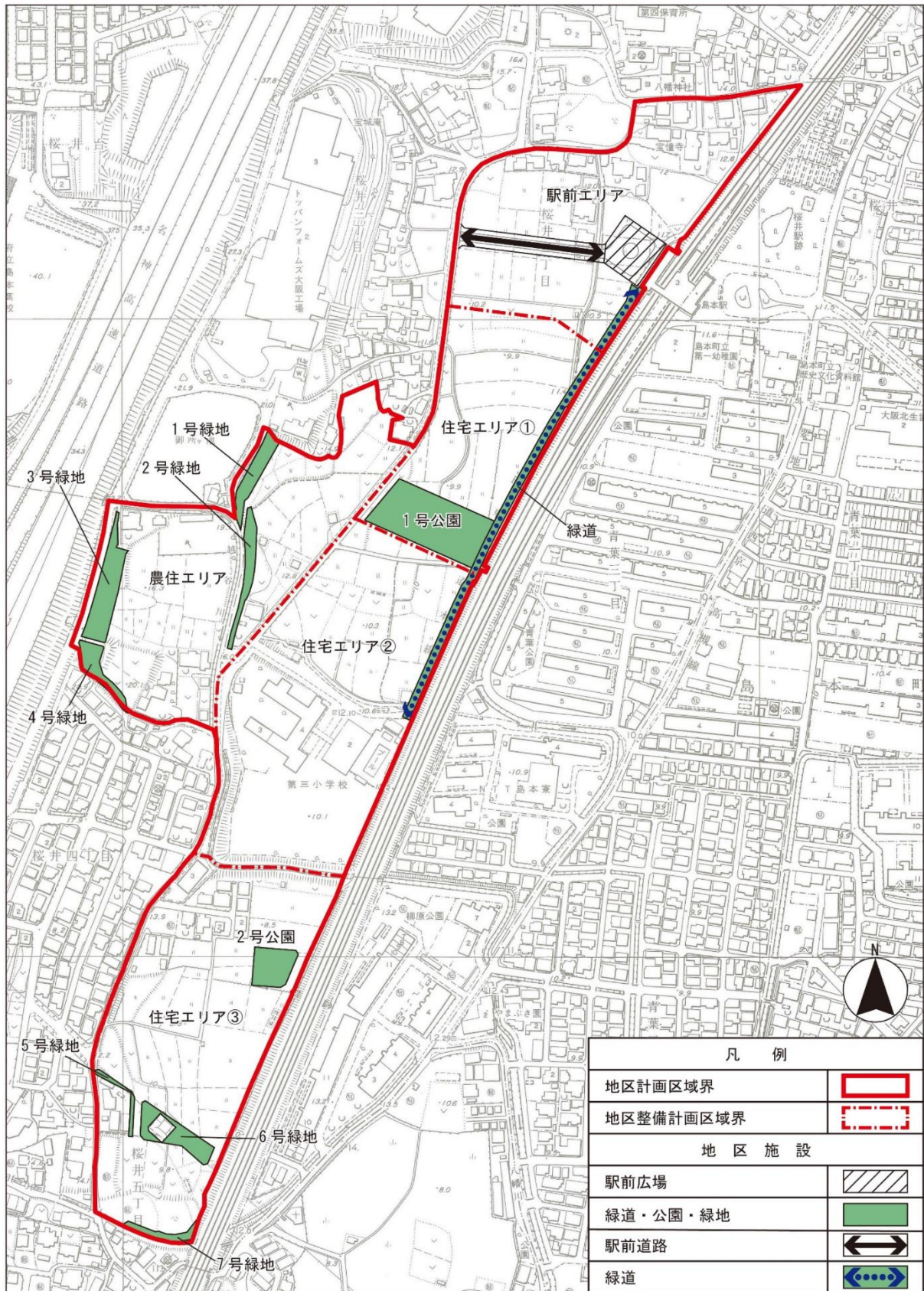
地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路	駅前道路	14m	約 115m	—	
			駅前広場	—	—	約 1,550 m ²	
		公園	1号公園	—	—	約 3,520 m ²	
			2号公園	—	—	約 920 m ²	
		緑地	1号緑地	—	—	約 680 m ²	
			2号緑地	—	—	約 690 m ²	
			3号緑地	—	—	約 1,380 m ²	
			4号緑地	—	—	約 620 m ²	
			5号緑地	—	—	約 190 m ²	
			6号緑地	—	—	約 900 m ²	
			7号緑地	—	—	約 370 m ²	
			緑道	6m	約 383m	—	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	駅前エリア	住宅エリア①	住宅エリア②	住宅エリア③	農住エリア
			地区の面積	約 2.9ha	約 2.1ha	約 3.6ha	約 3.4ha	約 3.2ha
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテル、旅館 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの。ただし、スポーツジムは除く。 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第6項に規定する「店舗型風俗特殊営業」及び同条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの (6) 自動車教習所 (7) 畜舎。ただし、動物病院、ペット美容院、ペットショップ等に付属するものは除く。 (8) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く工場	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(イ)項第一号に掲げる住宅 (2) 店舗。ただし、建築基準法別表第二(ハ)項第五号に掲げるものは除く。 (3) 事務所 (4) ホテル、旅館 (5) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第6項に規定する「店舗型風俗特殊営業」及び同条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの (9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (10) 公衆浴場 (11) 自動車教習所 (12) 畜舎。ただし、動物病院、ペット美容院、ペットショップ等に付属するものは除く。 (13) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く工場	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 床面積が500㎡を超える店舗 (2) ホテル、旅館 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第6項に規定する「店舗型風俗特殊営業」及び同条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの (7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8) 公衆浴場 (9) 自動車教習所 (10) 畜舎。ただし、動物病院、ペット美容院、ペットショップ等に付属するものは除く。 (11) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く工場	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 公衆浴場	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 公衆浴場

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	130 m ²	5,000 m ²	130 m ²	130 m ²	130 m ²
			(1) 土地区画整理法第 103 条第 1 項の規定による換地処分又は同法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものは、この限りではない。 (2) 当該地区計画の施行の際、上記規定に適合しないこととなるその全部を一の敷地として使用するものは、この限りではない。				
		壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及び隣地境界線までの距離の最低限度は、次に掲げるとおりとする。 ただし、当該地区計画の施行の際、次の規定に適合しないこととなる建築物又は建築物の部分については、この限りではなく、更に、増築、大規模の修繕・模様替（増築部分は除く。）を行う場合もこの限りではない。				
			道路	1.0m ※ただし、駅前道路に面する部分については 2.0m とする。	3.0m	1.0m	1.0m
		隣地	1.0m	3.0m	1.0m	1.0m	1.0m
		建築物等の高さの最高限度	35m	50m	25m	12m	12m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物、広告物又は看板の形態又は意匠については、優れた都市景観の形成に寄与するとともに、北摂山系の眺望に配慮するなど、周辺環境に調和したものとする。 (1) 敷地内に設置する広告物又は看板については、自家用（地区内施設の案内板及び公益上必要なものは除く。）のみとする。 (2) 建築物屋上に広告物又は突出看板等を設置してはならない。				
		かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくは、生垣若しくはフェンス等透視可能な構造とする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 高さが 0.6m メートル以下のもの (2) 門 (3) 門の袖の長さが 2.0m 以下のもの また、当該地区計画の施行の際、上記規定に適合しないこととなるかき又はさくは、この限りではなく、更に、増築、大規模の修繕・模様替（増築部分は除く。）を行う場合もこの限りではない。				
		緑化率の最低限度	1.5/10	2/10	1.5/10		
		備考	当該地区計画の施行の際、上記規定に適合しないこととなる建築物又は建築物の部分については上記の規定を適用しない。				

区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり



6. 大阪府景観計画（抜粋）

①良好な景観の形成に関する方針

【北摂山系区域】

1/3

I. 景観づくりの目標

『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと大規模開発が進む山腹斜面のまちなみと山麓部の奥行きのあるまちなみとが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる。
また、山間部の山並みと一体となった田園風景を守り、育てる。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 北摂山系は、大阪の北部を縁取る重要な緑の景観を形成しており、池田市から島本町にかけて広がる山麓部や彩都等の山腹の市街地においては、背景となる北摂山系を意識した景観づくりを行う。

- ①「池田市から島本町にかけて広がる山麓部の市街地」、「彩都等の山腹の市街地」等での建築行為等にあっては、背景となる北摂山系と一体となった景観を意識するよう努める。
- ②行為を行う地域の近隣環境のみならず、国道 171 号等の幹線道路、公園、公共建築物、鉄道駅舎等、不特定多数の人が集まる視点場からの見え方を考慮し、山並みと調和した景観形成を行う。

- (2) 山麓や山腹の斜面において、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。

- ①山麓や山腹の斜面において、「土砂災害から市街地を守るための治山、治水機能の充実」といった防災機能に併せ、「良好な都市景観やレクリエーションの場の創出」といった観点からも、市街地に隣接する山麓や山腹の斜面に都市近郊樹林等による自然緑地を形成、保全し、維持していく。
- ②山麓や山腹の斜面で墾行為等を行う場合は、周辺の自然緑地と一体となった緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。

- (3) 西国街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史文化遺産等との調和やつながりを意識した景観づくりを行う。

- ・京都から下関へ向かう西国街道が、現在の国道 171 号とほぼ並行して走っていた。
- ・特に山崎宿（大山崎町・島本町）・芥川宿（高槻市）・郡山宿（茨木市）・瀬川宿（箕面市）・昆陽宿（伊丹市）・西宮宿（西宮市）の六宿駅が設けられた京都から西宮の区間は山崎通（やまさきのみち）と呼ばれ、古代から京都と西国を結ぶ重要な道として、江戸時代には本街道である大阪経由よりも距離が短いこともあり、西国諸大名の参勤交代の道として多く利用されていた。
- ・現在では、江戸時代の旅籠で国の史跡指定を受けた郡山宿本陣等が残っている。
- ・その他、紅葉の名所として知られる勝尾寺（箕面市）や、大広寺（池田市）、関大明神社（高槻市）等が残っている。

- ①旧来から持っている北摂山系の歴史環境とのつながりを意識し、それらとの調和に配慮した景観づくりを行う。

- (4) 豊能町、能勢町、高槻市北部等の山間部における農地・集落が山並みと一体となった田園風景を意識した景観づくりを行う。

- ・豊能町、能勢町や高槻市北部等の山間部では、まとまった農地が存在し、広がりのある田園風景となっている。

- ①山間部では、農地・集落が織り成す穏やかな日本人の心の原風景にふれることができることから、農地・集落が互いに調和し、山並みと一体となった落ち着いたある田園風景を意識した景観づくりを行う。

2. 場所を活かす方針

(1) 山並みと直交する幹線道路等からの景観

（国道 423 号、府道茨木摂津線（1）、府道茨木能勢線（4）、府道枚方亀岡線（6）、府道箕面池田線（9）、府道豊中亀岡線（43）、府道茨木亀岡線（46）、府道伏見柳谷高槻線（79）、余野川、箕面川、箕面鍋田川、千里川、箕川、勝尾寺川、茨木川、安威川、女瀬川、芥川、真如川、檜尾川、水無瀬川 等）

- ①緑視率の向上を図るため、道路、河川との敷地における緑化の促進を図る。
- ②沿道に立地する建築物は、意匠等が周辺とくらべて突出したものとならないよう、沿道の都市的景観と正面の自然景観の調和を図る。
- ③道路正面の山麓部は、アイストップとなるため、背景となる山並みに配慮する。

(2) 山並みに沿って走る幹線道路等からの景観

(名神高速道路、国道 171 号、国道 176 号、府道茨木能勢線(4)、府道箕面池田線(9)、府道西京高槻線(67)、JR 東海道本線、阪急京都線 等)

- ①山麓部では眺望に配慮した緑化を推進するとともに、沿道市街地では敷地等の緑化を図り、山並みの緑との連続性に配慮する。
- ②山麓部の市街地では、幹線道路から眺望されることを意識し、背景となる山並みと併せ、周辺の建築物群が構成するスカイラインに配慮する。

(3) 公園・緑地等の広場からの景観

(水月公園、箕面東公園、耳原公園 等)

- ①当該地付近では、公園・緑地等を山並み風景の眺望点とし、背景となる山稜線に配慮する。
- ②当該地付近では、現存するみどりで構成された景観に与える影響が大きいため、敷地内緑化や壁面緑化等の緑視率の向上方策について検討する。

(4) 扇状地、山腹の景観

(彩都、高槻市中央部、茨木市中央部 等)

- ①扇状地の市街地では、幹線道路から山麓部にかけての奥行きがあるため、眺望に配慮した緑化を推進するとともに、背景となる山並みと一体となった景観を保全し、山並みと調和したスカイラインを守る。
- ②茨木市等の山腹では、周辺の山並みとの調和や都市のまちなみに配慮した景観を創出する。

(5) 山間部の景観

(豊能町、能勢町、高槻市北部等)

- ①集落や将来的に市街地の形成が予想される地域において、農地・集落が互いに調和し、山並みと一体となった田園風景を保全する。
- ②集落に立地する建築物は、意匠等が周辺と比べて突出したものとならないよう、山並みと一体となった田園風景等との調和を図る。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 山麓に広がる郊外市街地と都市の背景となる自然の眺望景観からなる景観構造を読みとり、活かす。
2. 道路等の人工的な施設については、自然景観との調和に配慮するだけでなく、自然環境そのものへの影響に配慮する。
3. 国や大阪府、周辺市町、地域住民等が協力し、道路のみならず、沿道の不法投棄の防止等、公共空間とその周辺の空間を適切に維持管理する。

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

山並み・緑地軸（生駒山系区域、北摂山系区域、金剛・和泉葛城山系区域）については、規制又は措置の基準として、については別表３を適用することとする。

なお、複数の区域が重複する場合、それぞれの基準を適用することとする。

【別表３（山並み・緑地軸に適用）】

建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとししない。 ※別表６－１の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとししない。 ※別表６－１の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

【別表 6－1（色彩基準）】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ⑦ R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度 6 以下
- ⑧ Y（黄）系の色相の場合、彩度 4 以下
- ⑨ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で 1／3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で 1／20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1／3 以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【届出の対象となる行為及び規模】（大阪府景観条例施行規則による。）

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20m を超えるもの 又は 建築面積が 2,000 m ² を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが 20m 又は築造面積が 2,000 m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに大阪府景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。